

第4次くれ男女共同参画基本計画の策定について

1 第4次くれ男女共同参画基本計画（素案）について

第1章 計画の策定に当たって

（本編P1～P18）

1 計画策定の趣旨

呉市では、平成13年12月に、男女共同参画の推進に向けて市・市民・事業者が取り組む基本的な方向性を明らかにした、くれ男女共同参画推進条例（平成13年呉市条例第26号。以下「条例」といいます。）を制定し、平成15年1月には「呉市男女共同参画都市宣言」を行いました。同年3月には、条例の規定に基づき、「くれ男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成25年3月には後継計画となる「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」（以下「第3次計画」といいます。）を、平成30年3月には「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」を策定し、市民や事業者とともに施策を推進してきました。

第3次計画の実施期間が令和4年度末で満了することから、これまでの取組を継承しつつ、更に発展させた「第4次くれ男女共同参画基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の基本的な考え方

(1) 本計画の目的と理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために策定します。

(2) 計画の位置付け

- ①本計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び条例第8条に規定する「基本計画」として策定します。
- ②本計画の策定に当たっては、国や広島県の計画を勘案し、また、「第5次呉市長期総合計画」や、実施中のその他の関連計画との整合を図ります。
- ③これまでに策定した「くれ男女共同参画基本計画」の取組を引き継ぐものです。
- ④本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」といいます。）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置付けます。

(3) 計画策定の方針

- ①幅広い意見が反映された計画
- ②評価のできる計画
- ③市民や事業者とともに進める計画
- ④SDGs（持続可能な開発目標）との関係

3 本計画の期間

本計画の実施期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。また、中間年度である令和9年度に、施策の進捗状況や課題を検証し、本計画の見直しをすることとします。

4 世界・国・広島県の男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動向

平成27年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため国際目標として17の目標及び169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が設定されました。

その中の目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」、また、目標8において「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する」が掲げられており、令和12年までに「誰一人取り残さない」ことを目標として、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

諸外国においてはクォータ制（*1）の浸透や強制力を持った法制化の進展等により、政治分野や経済分野での男女格差は縮小している中、世界経済フォーラムが令和4年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）（*2）によると日本は146か国中116位であり、国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野を始め非常に遅れたものとなっています。

*1 クォータ制：人種や性別、宗教などを基準に、一定の比率で人数を割り当てる制度

クォータ（quota）とは、ラテン語に由来する英語で「割り当て、分担、取り分」などの意味

*2 ジェンダー・ギャップ指数：経済・教育・政治参加などの分野で世界各国の男女間の不均衡を示す指標

非営利財団の世界経済フォーラムが2006年から世界男女格差レポート（英語版）にて公表している。

(2) 国の動向

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を受け、次のような社会情勢の現状及び課題に係る認識を踏まえた計画が策定されています。

1	新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2	人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3	人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4	法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5	デジタル化社会への対応（Society5.0）
6	国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7	頻発する大規模災害
8	SDGsの達成に向けた世界的な潮流

(3) 広島県の動向

広島県においても、男女共同参画社会基本法に基づく「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28年3月策定）の改定が行われ、令和3年3月に「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」が策定されました。本第5次計画では、次の3点を特に注力して取り組むこととされています。

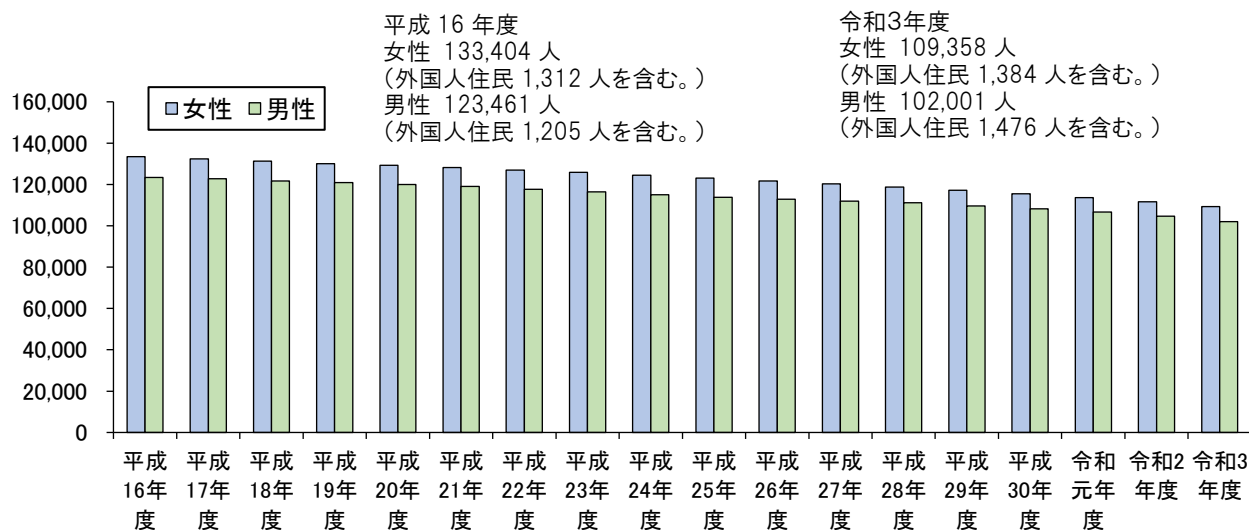
1	性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり
2	性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革
3	性の多様性の尊重と県民理解の促進

5 呉市における現状と動向

(1) 呉市の基礎データ

・人口の減少

呉市は、平成15年度に近隣1町と、平成16年度に近隣7町と合併し、その人口は平成16年度末に256,865人（うち外国人住民2,517人）に増加しましたが、令和3年度末には211,359人（うち外国人住民2,860人）まで減少しています。また、男女比では、女性の方が7,357人多くなっています。

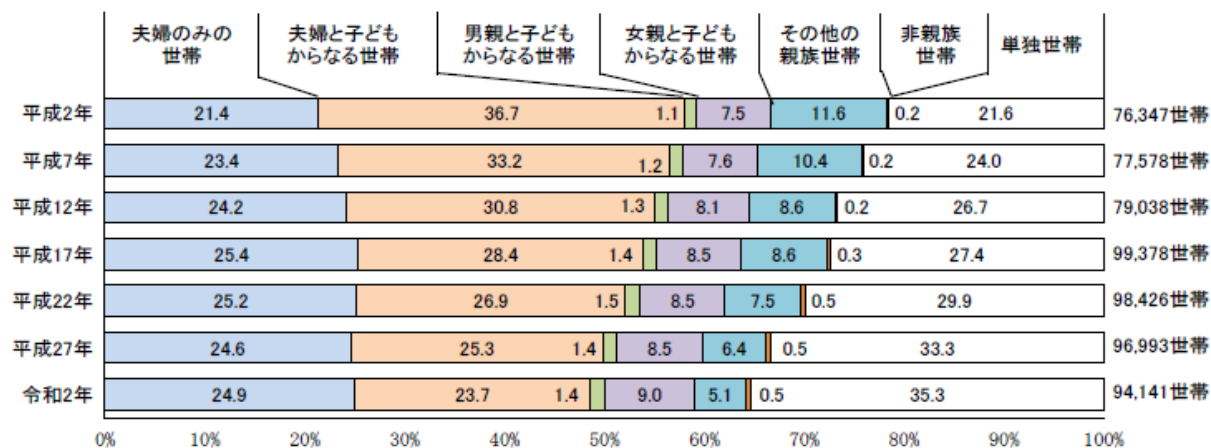


《資料：住民基本台帳、外国人登録法に基づく登録人口（令和3年度まで）》

・単独世帯の増加

呉市では、単独世帯が年々増加し、夫婦と子どもから成る世帯が減少しています。

◆図表1-3 一般世帯の家族類型別割合の推移

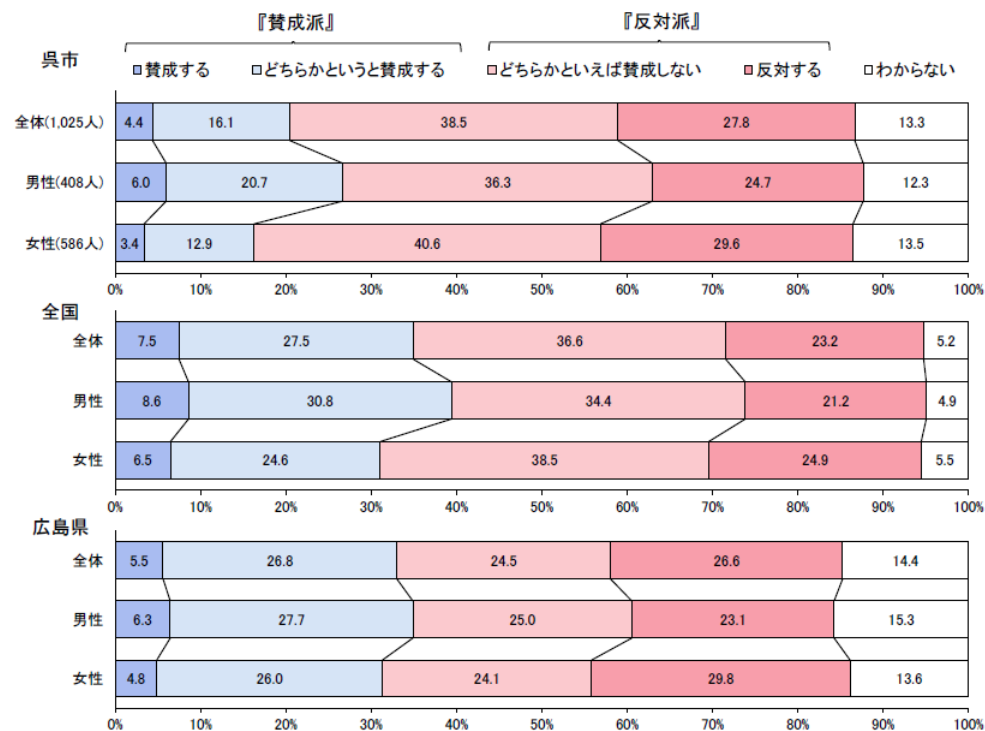


《資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）》

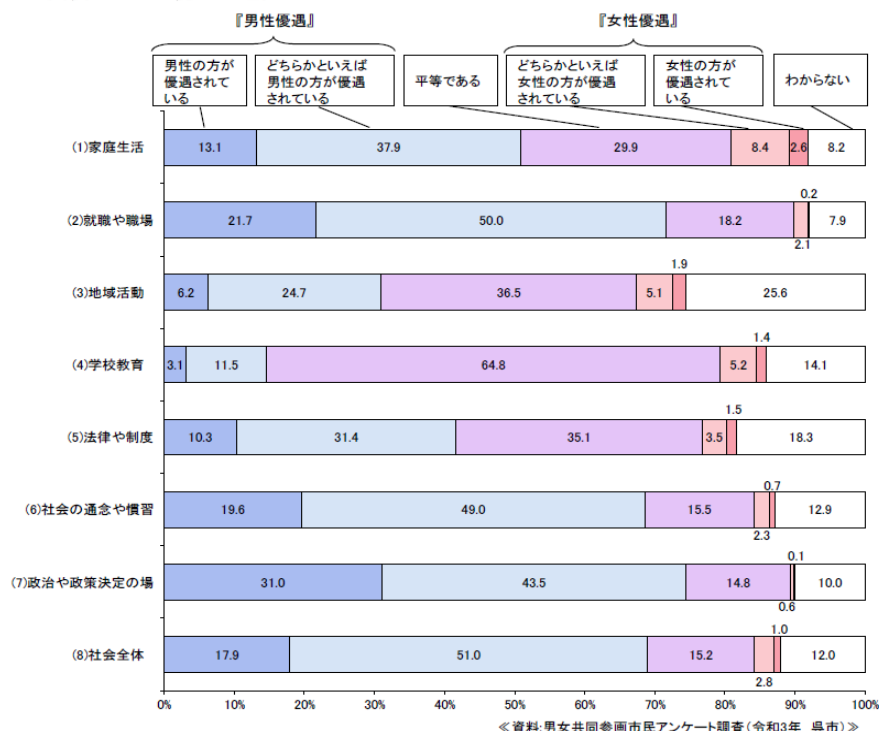
(2) 令和3年度男女共同参画市民アンケート調査の結果より
(一部抜粋)

・ 固定的性別役割分担意識の変化

「男は仕事，女は家庭」という考え方については，「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた『賛成派』は20.5パーセント，「反対する」と「どちらかといえば賛成しない」を合わせた『反対派』は66.3パーセントで，『反対派』が『賛成派』を大きく上回り，前回調査と比較し『反対派』が5.5ポイント増えています。



◆図表2-3 男女の地位について



・ 様々な分野における男女の地位

男女の地位が平等になっていると思うかを八つの分野についてみると，「就職や職場」「社会の通念や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において，『男性優遇』と回答した人は，6割を超えています。一方，「平等」と感じている分野は，「学校教育」が64.8パーセントと最も高く，次いで「地域活動」で36.5パーセント，「法律や制度」で35.1パーセントと全ての分野において，前回調査（平成28年度）からあまり大きな変化はみられません。

6 第3次計画における取組の成果と課題

(1) 施策目標の達成状況（「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の指標と現況値・目標値）

目標Ⅰ：男女共同参画についての意識づくりの推進

「男は仕事，女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合については，少しずつ解消されています。「社会全体」で男女の地位が平等だと思ふ人の割合については，男性，女性ともに改善がみられない状況です。

指 標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
「男は仕事，女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 52.9% 女性 62.2% (*平成23年度調査)	男性 57.8% 女性 63.4% (*平成28年度調査)	男性 61.0% 女性 70.2%	男性 70% 女性 75%
「社会全体」で男女の地位が平等だと思ふ人の割合	男性 23.3% 女性 10.0% (*平成23年度調査)	男性 23.1% 女性 10.9% (*平成28年度調査)	男性 18.9% 女性 12.3%	男性 35% 女性 20%

目標Ⅱ：社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

女性の管理職がいる事業所の割合，市の管理職に占める女性職員の割合については，目標値を達成しています。そのほかの項目については，目標値の達成に向け，新たな人材の発掘と育成，女性の人材に関する情報提供の充実等が課題です。

指 標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
女性委員のいない審議会等の数	4	5	3 (令和4年度)	0
審議会等委員に占める女性の割合	22.6%	22.5%	21.5% (令和4年度)	30%
市の管理職に占める女性の割合	2.7%	2.3%	11.6% (令和4年度)	10%
女性の管理職がいる事業所の割合	38.4%	40.0%	51.0%	50%
単位自治会長に占める女性の割合	7.1%	7.8%	9.6% (令和4年度)	10%

目標Ⅲ：男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

市職員の育児参加休暇取得率，家庭生活上で「育児（乳幼児の世話）」を主に妻だけが行う人の割合の二つの指標については，令和3年度の値で目標値には達していないものの，改善傾向がみられます。

一方，市の男性職員の育児休業取得率，市職員の年次有給休暇取得日数，家庭生活上で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合の三つの指標については，改善傾向がみられません。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合については，企業においては令和3年の値で97.2パーセントとおおむね目標値を達成する推移となっています。一方，市民においては令和3年度の値で48.3パーセントと改善傾向はみられるものの，目標値の65パーセントとの差は大きく，また，年代が上がるほど知っている割合が低いことから，幅広い年代への認知と理解を促す取組が必要です。

指 標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
男性の育児休業取得率 (市職員)	3.8%	0.0%	0.0%	10%
育児参加休暇取得率(市職員)	※改定版にて指標追加	76.5%	66.7%	100%
市職員の年次有給休暇取得日数	8日	8.23日 (平成28年)	8.79日	15日
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている人の割合	市民 29.7% (平成23年度) 企業 91.3% (平成23年度)	市民 42.4% (平成28年度) 企業 98.5% (平成28年度)	市民 48.3% 企業 97.2%	市民 65% 企業 100%
家庭生活上で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	56.9% (平成23年度)	55.3% (平成28年度)	57.9%	40%
家庭生活上で「育児(乳幼児の世話)」を主に妻だけが行う人の割合 ※令和3年男女共同参画市民アンケート調査では「育児・子育て」に変更	73% (平成23年度)	78.7% (平成28年度)	61.2%	60%

地域活動や市民活動に参加している男性の割合、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）、男性の育児休業取得率（市内企業）の三つの指標については、令和3年の値では減少し、目標値の達成は難しい状況となっています。状況の変化に対応した新たな支援、情報提供や啓発活動の充実を図る必要があります。

指 標	第3次計画 初年度 (平成25年度)	改定版 策定時 (平成29年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (平成23年度)	31.7% (平成28年度)	25.9%	40%
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	35社 (平成23年度)	92社 (平成28年度)	50社 (令和2年度)	100社
女性の労働力率（30～34歳）	64.8% (平成22年度)	68.6% (平成27年度)	76.4% (令和2年度)	80%
男性の育児休業取得率（市内企業）	1.9%	3.5%	2.9%	5%

目標Ⅳ：男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合は、共に第3次計画初年度の値より大きくなっています。意識啓発と相談窓口の周知に取り組む必要があります。学校等におけるデートDV防止に関する取組を行う割合については8割前後で推移しており、未実施校への講師の派遣等を推進する必要があります。

指 標	第3次計画 初年度（平成25年度）	改定版 策定時（平成29年度）	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ ・・・ 73.5% 殴るふりをして脅す ・・・ 59.2%	手でぶつ ・・・ 79.0% 殴るふりをして脅す ・・・ 63.3%	手でぶつ ・・・ 86.6% 殴るふりをして脅す ・・・ 68.9%	手でぶつ ・・・ 100% 殴るふりをして脅す ・・・ 100%
学校等でのデートDV防止に関する取組を行う学校の割合	80%	81.8% (36校)	76.7% (33校)	100%

7 計画の重点項目

本計画の推進に当たっては、第3次計画における取組の成果と課題及び男女共同参画に係る最近の社会情勢を踏まえて、地域社会を構成する市・市民・事業者が協力し、次の課題に重点的に取り組みます。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに、ライフステージに応じた多様な働き方を選択でき、自らの希望するバランスで様々な活動に参画できる環境づくりとして、事業所等が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を持続的成長のための経営戦略として捉えるための情報提供を行うとともに、保育・介護サービス等の事業の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの意義が、現在働いている世代以外を含む幅広い年代にまで浸透するように、更なる広報・啓発活動を充実させます。また、性別に関わりなく、市民が子育てや介護等に主体的に関わることができるように、市・事業者・地域社会が支援することで、仕事と家庭、地域での生活の両立を図ります。さらに、定年等により退職した男女が、これまでの経験を生かして地域活動等の様々な活動に参画し、生きがいのある生活を送ることができるよう、継続して取り組みます。

(2) 性差に係る固定的な意識の解消

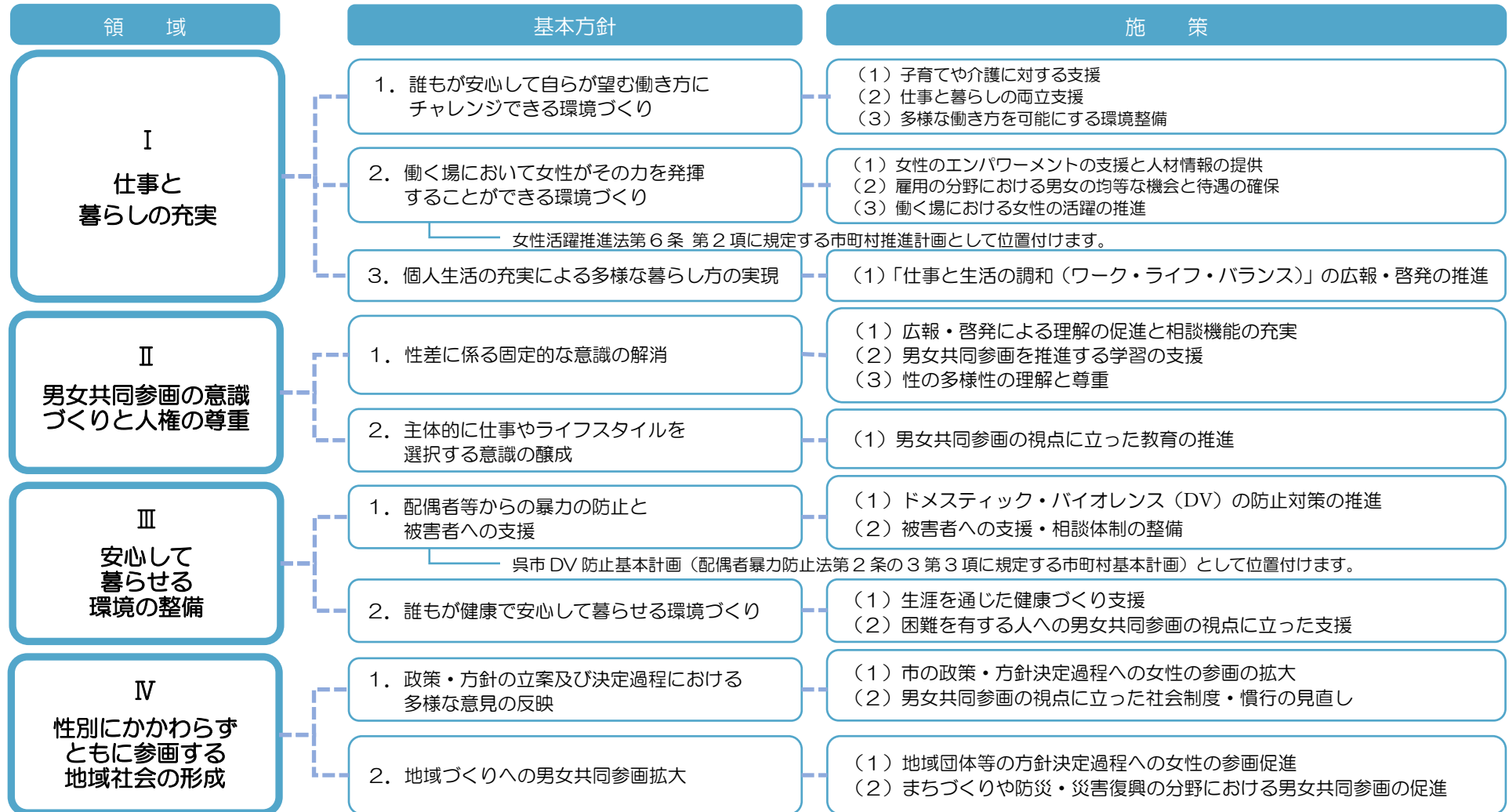
依然として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が、政治や仕事の間、地域活動、家庭等の様々な場における男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

一人一人が性別によって制約されることなく個人として尊重され、自らの意思によって自分らしい生き方を選択でき、多様性を認め合える社会の実現のため、男女共同参画に関心の低い層にまで浸透するように、更なる広報・啓発活動を充実させます。また、性差にかかわらずライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選択できるように、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯教育の推進に取り組みます。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

男女間における暴力は決して許されるものではなく、とりわけドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む人権侵害です。このことを市民共有の認識とし、DV防止に向け啓発活動を推進します。また、DVの発生を未然に防ぐという観点から、若年層の間で問題となっている交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの防止に向けた取組を推進し、お互いに相手を尊重し、対等な人間関係を構築できるよう、教育・啓発活動を行います。

1 計画の体系



2 計画の内容

○領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実

【基本方針1】 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができ、また、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境を整備します。

・施策1 子育てや介護に対する支援

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができるように、多様なライフスタイルに応じた子育て支援や介護支援の充実を図ります。

・施策2 仕事と暮らしの両立支援

性別にかかわらず、仕事と家庭生活、地域活動等を両立させ、希望する生活が送られるように学習機会や情報を提供します。

・施策3 多様な働き方を可能にする環境整備

パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援と、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を支援します。

【基本方針2】 働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり

女性の個性や能力が十分に発揮できるよう、家庭、地域、職場等に対し啓発や情報提供を行い、企業や各種団体等における女性の参画機会の拡大、管理職等への女性の積極的な登用を促進するとともに、女性が仕事に対する意欲を持つことができ、また、その力を発揮できる環境を整備します。

・施策1 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

女性の社会への関心と参加意欲を高めることができるような自主的な学習機会や情報を提供します。また、市民の学習支援や啓発活動推進の担い手となる人材情報の収集・提供をします。

・施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するため、雇用に関する相談体制の充実を図るとともに、国・県等関係機関と連携して啓発を行います。

・ 施策3 働く場における女性の活躍の推進

国・県等関係機関と連携し、意欲のある起業家を育成するとともに、再就職、経営に関する知識・手法などの情報を提供します。

【基本方針3】 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及や、性別にかかわらず誰もが、家庭生活や地域活動、学び等の個人生活を充実させることができるように広報・啓発を行います。

・ 施策1 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進

○領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

【基本方針1】 性差に係る固定的な意識の解消

様々な分野で、男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発と理解を深める学習機会の充実を図ります。

・ 施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

・ 施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

・ 施策3 性の多様性の理解と尊重

【基本方針2】 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

児童生徒に対して性差に係る固定的な意識の解消に関する教育を推進するとともに、性別にかかわらず、自己のライフスタイルや将来を考え、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。

・ 施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

○領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

【基本方針1】 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

性被害やドメスティック・バイオレンス（DV）、様々なハラスメント等、あらゆる暴力による権利侵害のない環境を整備します。

- ・施策1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進
- ・施策2 被害者への支援・相談体制の整備

【基本方針2】 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり

ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、性の多様性を理解して尊重し合える性教育等の充実、広報・意識啓発等を行い、誰もが健康で安心して暮らせる環境を整備します。また、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人、外国人、生活困窮者等、貧困を始めとして様々な困難を抱える人に対し、相談体制を充実させるとともに、解決に向けた包括的な支援を行います。

- ・施策1 生涯を通じた健康づくり支援
- ・施策2 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

○領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

【基本方針1】 政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

政策・方針の立案や決定過程に幅広い意見を反映させるため、市が率先して審議会等委員への女性の登用を促進するとともに、女性職員の登用と職域拡大を推進します。

- ・施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【基本方針2】 地域づくりへの男女共同参画拡大

個人や様々な地域団体等と協働・連携した活動，交流の機会づくり，人材情報や活動情報の公開を行うこと等により，自主的・自律的で活発な活動や交流が広がっていくよう支援します。また，地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り，性別にかかわらずともに活動でき，より生活しやすい豊かな地域づくりを支援します。

- ・施策1 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進
- ・施策2 まちづくりや防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

3 指標と目標値

領域	基本方針	指 標	目標値 令和 14(2032) 年度
I	1	男性の育児休業取得率（市職員）	10%
		育児参加休暇取得率（市職員）	100%
		男性の育児休業取得率（市内企業）	5%
		家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	0%を目指す
		家庭生活で「育児・子育て」を主に妻だけが行う人の割合	0%を目指す
		広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	100 社
	2	市の管理職に占める女性の割合	30%
		女性の管理職がいる事業所の割合	70%
		女性の労働力率（30～34歳）	80%
	3	市職員の年次有給休暇取得日数	15 日
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている人の割合	市民 65% 企業 100%
II	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	100%を目指す
		「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	100%を目指す
III	1	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
		中学校・高等学校等（高等専門学校、定時制を含む。）におけるデートDV防止に関する取組を行う学校の割合	100%
IV	1	女性委員のいない審議会等の数	0
		審議会等委員に占める女性の割合	40%
	2	単位自治会長に占める女性の割合	20%
		地域活動や市民活動に参加している男性の割合	40%

1 推進体制

(1) 呉市男女共同参画推進審議会

条例第17条の規定に基づき、市民・学識経験者等から構成する「呉市男女共同参画推進審議会」を市長の附属機関として設置し、市長の諮問に応じて本計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議をします。

(2) 呉市男女共同参画推進会議

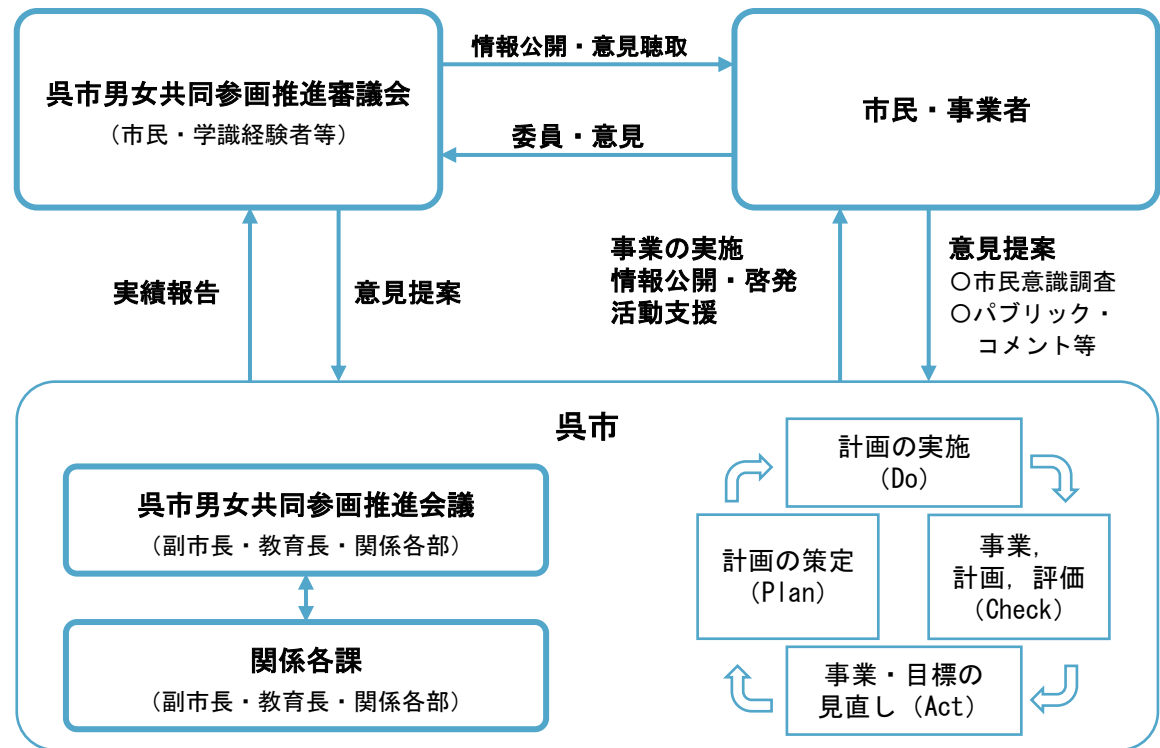
第1副市長を会長、第2副市長及び教育長を副会長、関係部長を委員とする「呉市男女共同参画推進会議」を設置し、市における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 国・県・関係機関との連携・協力

国、県及び関係機関と連携・協力し、情報の共有化及び事業実施を図ります。

2 計画の進行管理

条例第9条の規定に基づき、毎年度、施策の進捗状況を年次報告として公表するとともに、次年度以降の取組に反映させます。



2 第4次くれ男女共同参画基本計画（素案）に対する市民からの意見募集（パブリックコメント）について

(1) 意見募集をする案件名

第4次くれ男女共同参画基本計画（素案）

(2) 意見募集期間

令和4年9月26日（月）から同年10月25日（火）まで（30日間）

(3) 周知方法

ア 呉市ホームページへの掲載

イ 呉市役所1階人権・男女共同参画課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口における配付

(4) 意見書の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所，氏名及び電話番号）を記入の上，郵送，ファクシミリ，電子メール，電子申請又は持参（人権・男女共同参画課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

(5) 意見の公表場所

呉市ホームページ，呉市役所1階人権・男女共同参画課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口